第二章　婚姻関係訴訟の特例

［第一節　略］

第二節　和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十条―第三十一条）

［第三節　略］

［第三章　略］

第四章　養子縁組関係訴訟の特例（第三十六条―第三十七条）

附則

（催告）

**第一条の二**　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第九条）

**第六条の二**　法第九条（参与員）第六項に規定する方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせるときは、家庭裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせたとき（和解の期日又は進行協議期日にあっては、家庭裁判所がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときに限る。）は、その旨及び同項第二号に掲げる事項を記録上明らかにしなければならない。

3　受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行う場合には、同項の規定による家庭裁判所の職務は、その裁判官が行う。

（訴状の記載事項）

**第十一条**　人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第十七条）

**第十二条**　法第十七条（関連請求の併合等）第二項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを家庭裁判所に提起するときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第二十八条）

**第十六条**　法第二十八条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表第一の上欄に掲げる訴えの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものにするものとする。

第二章　［同上］

［第一節　同上］

第二節　和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十条・第三十一条）

［第三節　同上］

［第三章　同上］

第四章　養子縁組関係訴訟の特例（第三十六条・第三十七条）

附則

［新設］

［新設］

（訴状の記載事項）

**第十一条**　人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第十七条）

**第十二条**　法第十七条（関連請求の併合等）第二項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを家庭裁判所に提起するときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第二十八条）

**第十六条**　法第二十八条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表の上欄に掲げる訴えの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものにするものとする。